

秘密保持契約書（案）

（発電事業者）株式会社（以下「甲」という。）と（予測実施者）株式会社（以下「乙」という。）とは、一般社団法人日本風力発電協会（以下「JWPA」という。）が主催する風力発電出力予測コンテストに関して甲乙間で第1条に定義する秘密情報を相互に開示するにあたり（以下「本目的」という。）、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（秘密情報）

1. 本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が、本目的に係り JWPA より指名を受けたコンサルタントである SOMPO リスクマネジメント株式会社（以下、「SOMPO リスマネ社」という。）が設けたクラウドストレージを介して相手方に開示、あるいは秘密である旨を明示したうえでそれとは異なる形態又は媒体により開示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報をいう（甲が乙に開示する発電実績データ及び乙が甲に開示する予測データを含むがこれらに限られない）。ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。
 - ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
 - ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
 - ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
 - ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
2. 口頭、映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示、提供された情報については、開示者が相手方に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、かつ、当該開示後5営業日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付することにより、秘密情報とみなされるものとする。

第2条（秘密情報等の取扱い）

1. 甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。
 - ① 相手方から開示された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。
 - ② 秘密情報等は、本目的以外には使用しないものとする。
 - ③ 秘密情報等を複製する場合には、本目的の範囲内に行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。
 - ④ 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に書面をもって通知する。
2. 甲又は乙は、秘密情報等を第三者に再開示する場合には、書面により相手方の事前承諾を得なければならない。この場合、甲又は乙は、当該第三者との間で本契約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。
3. 甲又は乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。
4. 乙は、甲が第2項に則り、JWPA が本目的に係る業務を委託している SOMPO リスマネ社及び東京大学先端科学技術研究センター附属エネルギー国際安全保障機構 飯田誠特任准教授を再開示先とすることに、予め承諾するものとする。
5. 甲及び乙は、SOMPO リスマネ社が JWPA の定めるコンテスト要領に従い、秘密情報等を使用して演算を実施し、匿名化かつ統計的に処理した結果を JWPA に対して成果物として提出すること、並びに JWPA がその成果物の内容を公表することに、予め同意するものとする。

第3条（返還義務等）

1. 本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、直ちに相手方に返還するものとする。
2. 前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を相手方に書面にて報告するものとする。

第4条 (契約違反対応)

甲若しくは乙、甲若しくは乙の従業員若しくは元従業員又は第二条第二項の第三者が相手方の秘密情報等を開示するなど本契約の条項に違反した場合には、甲又は乙は、相手方が必要と認める措置を直ちに講じなければならない。

第5条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自己及びその役職員が、いずれも以下の者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明及び保証し、また、将来にわたって反社会的勢力に該当しないことを誓約する。
 - ① 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下本号において同じ。）。
 - ② 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下本号において同じ。）。
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
 - ④ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下本号において同じ。）。
 - ⑤ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）。
 - ⑥ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）。
 - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）。
 - ⑧ 特殊知能暴力集団等（上記①から⑦までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）。
 - ⑨ その他上記①から⑧までに準ずる者（以下①から⑧までに掲げる者を「暴力団員等」という。）。
 - ⑩ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者。
 - ⑪ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
 - ⑫ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。
 - ⑬ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。
 - ⑭ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
2. 甲及び乙は、自己及びその役職員が、自ら又は第三者を利用して以下の行為（以下「反社会的行為」という。）を行っていないことを表明及び保証し、また将来にわたって反社会的行為を行わないことを誓約する。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて主催者若しくは第三者の信用を毀損し、又は主催者若しくは第三者の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他上記①から④までに準ずる行為。
3. 甲及び乙は、相手方が前二項に定める表明及び保証又は誓約事項に違反した場合には、何らの催告を要しないで、直ちに第3条に定める返還義務等の履行を求めることができる。
4. 前項の規定により、返還義務等の履行を求められた場合、返還義務等の履行を求められた者は、返還義務等の履行により生じた損害等について、その相手方に対し一切の請求を行わない。
5. 前二項の規定に基づく甲又は乙の権利行使は、甲又は乙が保有する法令または本契約上の権利の追加的行使を妨げない。

第6条 (有効期限)

本契約の有効期限は、本契約の締結日から起算し、満5年間とする。期間満了後の1ヵ月前までに甲又は乙のいずれからも相手方に対する書面の通知がなければ、本契約は同一条件でさらに5年間継続するものとし、以後も同様とする。

第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項について又は本契約に疑義が生じた場合は、協議の上解決する。

第8条（管轄）

本契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を二通作成し、両者署名又は記名捺印の上、各自一通を保有する。

2023年12月____日

(甲) _____

(乙) _____